

## 「申請に対する処分」基準等公開票

許認可等の名称	農業振興地域内農用地区域における土地の区域に関する協定の認可	
根拠法令・条項	農業振興地域の整備に関する法律第18条の2第1項	
所 管 課	農 政 部                      農 水 産                      課	
審 査 基 準	<p>(協定の許可)同法第18条の5</p> <p>市長村長は、第18条の2第1項の許可の申請が次の各号のすべてに該当するときは、当該協定を許可しなければならない。</p> <p>一 申請の手続き又は協定の内容が法令に違反するものでないこと。</p> <p>二 協定区域（協定において協定区域予定地を定める場合には、当該協定区域予定地の区域を含む）が協定の目的を達するために必要な相当の規模を有し、かつ、協定に係る施設による営農環境への影響の及ぶ範囲を超えない一団の土地であると認められること。</p> <p>三 前号に掲げるもののほか、協定の内容が土地の利用を不当に制限するものでないことその他妥当なものであること。</p> <p>四 協定の内容が農業振興地域整備計画の達成に資すると認められるものであること。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	
	標準処理期間を設定できない理由	過去に実績がないため